

世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金交付要綱

平成27年4月30日
27世保育整第53号

(目的)

第1条 この要綱は、保育施設等を整備し、及び運営する者による保育士等のための宿舍の借上げを支援するために交付する世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金(以下「補助金」という。)について、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例(昭和58年3月世田谷区条例第18号。以下「条例」という。)、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則(昭和58年4月世田谷区規則第21号。以下「施行規則」という。)及び世田谷区補助金交付規則(昭和57年5月世田谷区規則第38号)に定めるもののほか、必要な事項を定め、もって保育士等の人材確保及び離職防止に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「保育施設等」とは、国及び地方公共団体以外の者が設置する児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下この項において「法」という。)第39条第1項に規定する保育所並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園、国が定める待機児童解消加速化プランによる認可外保育施設、東京都認証保育所事業実施要綱(平成13年5月7日付12福子推第1157号)に規定する認証保育所並びに世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年9月世田谷区条例第35号)第2章、第3章、第4章及び第5章に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業(法第34条の15第2項に規定する区長の認可を受けたものに限る)及び事業所内保育事業、世田谷区保育室制度運営要綱(平成9年3月26日世保育発第358号)に規定する保育室、世田谷区家庭福祉員運営費補助要綱(平成21年4月1日20世保育第1264号)に基づき区長が認定した家庭福祉員、世田谷区病児・病後児保育事業実施要綱に規定する病児・病後児保育事業並びに世田谷区一時預かり事業者の認定に関する要綱(平成24年3月28日23世保育第1673号)に規定する一時預かり事業(単独施設に限る)を行う事業所をいう。

2 この要綱において「保育士等」とは、運営している保育施設等に勤務させるために雇用している施設長、保育士、保育補助者、栄養士、調理員、保健師又は看護師であって、次に掲げる要件を満たす者をいう。

- (1) 常態的に勤務する者であって、労働基準法施行規則(昭和22年厚生省令第23号)第5条第1項第1号の3の規定により明示された就業の場所及び従事すべき業務が保育施設等及び保育の業務であること。
- (2) 保育士等が勤務する保育施設等を経営する法人の役員等でないこと。
- (3) 平成27年2月以前から雇用主の宿舍に居住する者でないこと。
- (4) 雇用主の宿舍を正当な理由なく転居したことがないこと。
- (5) 本人及び同居者が住宅手当等の支給を受けていないこと。
- (6) 区が開講する保育の質の向上に関する研修を受講することができること。

(補助金の交付の対象となる事業)

第3条 補助金の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、保育士等を居住させるための宿舍(雇用主の利害関係者が所有するものを除く。)を借り上げる事業とする。

(補助金の交付を受けることができる者)

第3条の2 補助金の交付を受けることができる者は、補助事業を行う者であつて、区内において保育施設等を運営する者とする。

(補助金の交付の対象となる経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象宿舎の借上げに要した賃借料(保育士等を居住させている期間に係るものに限る。)、共益費又は管理費、礼金(保育士等を入居させる最初の月の前月以後に締結した契約に係るものに限る。)及び更新料その他区長が相当と認める経費とする。

(補助金の交付額)

第5条 補助金の交付額は、1月当たり、補助対象経費の合計額に8分の7を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。ただし、1戸当たり月額71,750円を限度とする。

2 補助事業を行う者が保育士等から使用料等を徴収している場合における補助金の交付額は、1月当たり、当該使用料等の額を補助対象経費の合計額から控除した額に8分の7を乗じて得た額(10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

3 1月当たりの補助金の交付額の算定において、保育士等を居住させている日数が1月に満たない場合の賃借料については、当該賃借料の月額を、居住させている月の日数で除して得た額に、当該居住させている日数を乗じて得た額及び補助事業を行う者が支払った賃借料の額のうち低い額を補助対象経費とする。

4 1月当たりの補助金の交付額の算定において、前条の礼金については、当該礼金の額を契約の期間の月数で除して得た額を、補助対象経費に計上することができるものとする。

5 補助金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第6条 区長は、補助金の交付を受けようとする者に次に掲げる書類(第4号から第9号までに掲げる書類にあつては、前年度において提出させたものを除く。)を毎年5月31日(年度の途中において保育士等を宿舎に入居させた年度にあつては、当該保育士等を宿舎に入居させた日の属する月の末日)までに提出させるものとする。

(1) 世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業補助金交付申請書(第1号様式)

(2) 世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業計画書(第2号様式及び第2号様式別紙)

(3) 世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業収支予算書(第3号様式)

(4) 宿舎に係る賃貸借契約書の写し

(5) 入居させた保育士等(以下この項において「入居保育士等」という。)と締結した宿舎に係る使用契約書の写し

(6) 入居保育士等と締結した雇用契約書(雇用開始日及び就業場所が記載されているものに限る。)の写し

(7) 入居保育士等の職種に係る資格証の写し

(8) 入居保育士等が作成した誓約書(第4号様式)

(9) 入居保育士等の住民票の写し(前各号に掲げる書類を提出させる日の過去3月以内に発行されたものに限る。)

2 区長は、提出があつた前項各号に掲げる書類の内容に変更が生じたときは、変更が生じた事項について、当該書類を提出した者に速やかに届出をさせるものとする。

(交付決定及び通知)

第7条 区長は、前条第1項各号に掲げる書類の提出があつた場合は、その内容を審査し、補

助金の交付を決定したときは決定の内容及びこれに付けた条件を世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金交付決定通知書（第5号様式）により、補助金を交付しないことに決定したときはその旨を世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金不交付決定通知書（第6号様式）により速やかに当該書類を提出した者に通知するものとする。

（補助金の請求及び支払）

第8条 区長は、前条の規定により交付の決定をしたときは、同項の規定による補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）に、次に掲げる書類を添付した世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金交付請求書（第7号様式。以下この条において「請求書」という。）を四半期分ごとに区長の定める期日までに提出させるものとする。

（1）保育士等の給与明細書の写し

（2）宿舍借上げに係る賃借料等を支払ったことを証明する書類（領収書等）の写し

2 区長は、請求書の提出があったときは、速やかに当該請求書に係る補助金を支払うものとする。

（消費税仕入税額控除額の報告）

第8条の2 区長は、補助事業者が消費税及び地方消費税に係る申告をしたことにより、消費税法（昭和63年法律108号）第30条の規定による仕入に係る消費税額が控除されたときは、その旨を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第7号の2様式）により報告させるものとする。

2 区長は、前項の報告があったときは、当該消費税額に相当する額の一部又は全部の納付を求めることができるものとする。

（事情変更による決定の取消し等）

第9条 区長は、補助金の交付の決定後の事情変更により特別の必要が生じたときは、補助金の交付の決定の一部若しくは全部を取り消し、又は決定の内容及びこれに付けた条件を変更することができるものとする。ただし、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

（補助事業の変更の承認）

第10条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該補助事業者に世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認申請書（第8号様式）によりあらかじめその承認に係る申請をさせなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち軽微なものについては、この限りでない。

（1）補助事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

（2）補助事業の内容を変更しようとするとき。

（3）補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 区長は、前項の申請があった場合は、その内容を審査し、補助事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、その旨を世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金補助事業変更・中止・廃止承認書（第9号様式）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事故報告）

第11条 区長は、補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに補助事業者はその状況を世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金補助事業事故報告書（第10号様式）により報告させなければならない。

2 区長は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、補助事業者

に対して書面により適切な指示をしなければならない。

(状況報告)

第12条 区長は、必要があると認めるときは、補助事業者に世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金補助事業実施状況報告書（第11号様式）により、補助事業の遂行の状況を報告させるものとする。

(遂行命令等)

第13条 区長は、第15条第1項及び前条の規定による報告、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査等により、補助事業が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って遂行されていないと認めるときは、当該補助事業者に対して世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金補助事業遂行命令通知書（第12号様式）により補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に従って当該補助事業を遂行すべきことを命じるものとする。

2 区長は、補助事業者が前項の規定による命令に違反したときは、当該補助事業者に世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金補助事業停止命令通知書（第13号様式）により当該補助事業の一時停止を命じるものとする。

(実績報告)

第14条 区長は、補助事業が完了したとき（第10条第2項の規定により廃止の承認をしたときを含む。）又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了したときは、補助事業者に世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金補助事業実績報告書（第14号様式。以下「実績報告書」という。）を区長が指定する期日までに提出させなければならない。

2 区長は、実績報告書の提出があったときは、当該実績報告書を審査し、必要があると認めるときは、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合するものであるかどうかを調査しなければならない。

(是正のための措置)

第15条 区長は、前条第2項の規定による審査又は調査の結果、補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該補助事業につき、補助金の交付の決定の内容又はこれに付けた条件に適合させるための措置をとるべきことを、補助事業者に対して世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金補助事業是正命令通知書（第15号様式）により命じるものとする。

2 区長は、前項の規定による命令により補助事業者が必要な措置をした場合は、当該補助事業者にその結果を実績報告書により報告させなければならない。

(交付決定の取消し)

第16条 区長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金を当該補助事業以外の用途に使用したとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により取消しをしたときは、その内容を世田谷区保育士等宿舍借上げ支援事業補助金交付決定取消通知書（第16号様式。次条において「取消通知書」という。）により当該補助事業者に速やかに通知しなければならない。

(補助金の返還)

第17条 区長は、第9条又は前条の規定による取消しをした場合において、補助事業の当該取消しに係る部分について既に補助金を交付しているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を補助事業者に対して命じなければならない。

2 前項の規定は、区長が第10条第2項の規定による補助事業の廃止の承認をした場合に準用する。

(違約加算金及び延滞金)

第18条 区長は、前条の規定により補助金の返還を命じたときは、補助事業者はその命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

2 区長は、補助金の返還を命じた場合において、補助事業者がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第19条 補助金が2回以上に分けて交付されている場合における前条第1項の規定の適用については、返還を命じた額に相当する補助金は、最後の受領の日を受領したものとし、当該返還を命じた額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を命じられた額に達するまで順次さかのぼりそれぞれの受領の日において受領したものとする。

2 前条第1項の規定により区長が違約加算金の納付を命じた場合において、補助事業者の納付した金額が返還を命じた補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた補助金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第20条 第18条第2項の規定により区長が延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

(補助金の一時停止)

第21条 区長は、この要綱又はこの要綱以外の規定に基づき交付されている補助金等の返還を命じられた補助事業者が、当該補助金等、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この要綱に基づき交付すべき補助金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

(書類の保存)

第22条 区長は、補助事業者は補助事業に係る収支の状況を会計帳簿によって明らかにさせておくとともに、当該会計帳簿及び補助事業に係る収支に関する書類を当該補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存させなければならない。

(委任)

第23条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

附 則

(施行日)

第1条 この要綱は、平成27年4月30日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 この要綱は、平成33年3月31日をもって効力を失う。

(社会福祉法人等を補助事業者とする場合の読替え)

第2条 社会福祉法人を補助事業者とする場合にあつては、次の表の左欄に掲げる規定のうち、同表中欄に掲げる字句は、それぞれ当該右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条	世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業補助金交付申請書	条例第3条各号に掲げる書類を添付した施行規則に規定する補助金交付・貸付金貸付申請書
第7条	世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業補助金交付決定通知書(第5号様式) 世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業補助金不交付決定通知書(第6号様式)	施行規則に規定する補助金交付・貸付金貸付可否決定通知書(第3号様式)
第13条 第1項	世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業補助金補助事業遂行命令通知書(第12号様式)	施行規則に規定する助成事業遂行命令通知書(別記第5号様式)
第13条 第2項	世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業補助金補助事業停止命令通知書(第13号様式)	施行規則に規定する助成事業停止命令通知書(別記第6号様式)
第14条 第1項	世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業補助金補助事業実績報告書(第14号様式。以下「実績報告書」という。)	施行規則に規定する補助事業実績報告書(別記第7号様式。以下「実績報告書」という。)
第16条 第2項	世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業補助金交付決定取消通知書(第16号様式。次条において「取消通知書」という。)	施行規則に規定する助成決定取消通知書(別記第8号様式。次条において「取消通知書」という。)

(平成28年12月から平成29年3月までの間に新たに宿舎を借り上げ、当該宿舎の借上げに係る契約に際し礼金を支払った者に対する世田谷区保育士等宿舎借上げ支援事業補助金の交付額の特例)

第3条 第5条第1項ただし書の規定にかかわらず、平成28年12月から平成29年3月までの間に新たに宿舎を借り上げ、当該宿舎の借上げに係る契約に際し礼金を支払った場合における当該宿舎の借上げに係る契約を締結した月に係る補助金の交付額は、当該月に係る賃借料、共益費又は管理費、更新料その他区長が相当と認める経費の合計額(当該合計額が82,000円を超える場合にあつては、82,000円)に当該礼金を当該契約の期間の月数で除して得た額を加えた額が82,000円を超える場合において、当該礼金を加えた額のうち82,000円を超える部分の額に当該契約の期間の月数を乗じて得た額(当該額が164,000円を超えるときは、164,000円)に8分の7を乗じて得た額とすることができる。

2 平成29年3月に新たに宿舎を借り上げ、当該宿舎の借上げに係る契約に際し礼金を支払ったことにより前項の規定の適用を受ける場合における第4条及び第6条の規定の適用については、第4条中「礼金(保育士等」とあるのは、「礼金(平成29年4月に保育士等として採用される予定である者(以下「採用予定者」という。))」と、第6条第1項各号列記以外の部分中「毎年5月31日(年度の途中において保育士等を宿舎に入居させた年度にあつては、当該保育士等を宿舎に入居させた日の属する月の末日)」とあるのは「平成29年3月31日」

と、同項第5号中「入居させた保育士等（以下この項において「入居保育士等」という。）」とあるのは「入居させた採用予定者」と、同項第6号中「入居保育士等と締結した雇用契約書」を「入居させた採用予定者に交付した内定通知書」と、同項第7号から第9号までの規定中「入居保育士等」とあるのは「入居させた採用予定者」と読み替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年7月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

1 この要綱は、平成27年10月1日から施行する。

2 この要綱の施行前の規定により行った申請その他の行為は、この要綱の規定により行ったものとみなす。

附 則

この要綱は、平成27年10月5日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年11月6日から施行し、同年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成28年6月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月1日から施行し、平成28年12月1日から適用する。